

午前10時30分開会

○小野委員長 皆様、おはようございます。ただいまから予算特別委員会を開会いたします。以降、着座で失礼いたします。

欠席届が出ています。西岡委員、病気の治療のため、災害対策・危機管理課長、家族看護のため欠席です。

2月26日の継続会で全議員で構成する当予算特別委員会が設置され、休憩中の委員会での正副委員長互選により、委員長に私、小野、副委員長に岩佐りょう子委員、池田とものり委員、桜井ただし委員がそれぞれ選任されました。委員並びに理事者の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議長からご挨拶をお願いいたします。

○秋谷議長 皆様、おはようございます。予算特別委員会の開会に当たり、議長として一言ご挨拶申し上げます。

議員及び理事者の皆様には、連日の議会日程にご協力を賜り、感謝申し上げます。今定例会で区長から提出されました予算関連議案は、令和7年度補正予算関連議案1件、令和8年度各会計予算案4件の計5件でございます。これらの予算関連議案につきましては、去る2月26日の継続会で全議員で構成する予算特別委員会を設置し、審査を進めていくことになりました。限られた時間の中で、小野委員長、岩佐副委員長、池田副委員長、桜井副委員長の下で活発かつ慎重なご議論を頂きますようお願い申し上げます、私の挨拶といたします。

○小野委員長 次に、区長からご挨拶をお願いいたします。

○樋口区長 皆様、おはようございます。予算特別委員会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会におきまして予算特別委員会が設置され、委員長に小野なりこ議員が、副委員長に岩佐りょう子議員、池田とものり議員、桜井ただし議員が選出されました。重責を担う本委員会での活躍を期待申し上げますとともに、予算審議につきましてもどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、去る2月26日に本委員会に審査を付託されました議案第1号、令和7年度千代田区一般会計補正予算第5号、議案第2号から第5号の令和8年度千代田区各会計予算、以上5議案につきまして、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

ここで本日の審査の進め方についてお諮りいたします。

当委員会に付託されました議案は、令和7年度補正予算案1件、令和8年度各会計当初予算案4件の計5件です。お手元に予算審査について及び分科会の設置についての案をお配りしております。本日はまず令和7年度補正予算案1件を審査し、採決まで行いたいと思います。令和7年度補正予算案の審査を終了した後、令和8年度当初予算案の審査に入りたいと思います。令和8年度当初予算案についてです。まず、その概要をご説明いただき、本日の質疑については基本的な部分についてのみ行いたいと思います。

また、三つの分科会を設置させていただき、令和8年度当初予算案については各分科会に詳細な調査をお願いしたいと思います。なお、委員長はいずれの分科会にも所属しないものといたします。

分科会報告書は3月9日月曜日の午前中までに、私、委員長までご提出を頂き、委員の皆様には委員長が確認後、直ちに報告書の写しと分科会の会議録をお配りいたします。総括質疑項目の各会派から委員長への提出期限についてです。3月9日月曜日午後4時とさせていただきますが、できる限り早めのご提出にご協力いただきますようお願い申し上げます。そして、総括質疑は3月11日水曜日から行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。次に、予算審査日程、審査方法、出席理事者及び傍聴について、また分科会の設置及び分科会報告書の様式については、いずれもお配りしております案のとおりご提案をさせていただきます。お目通しいただき、このように決定したいと思いますかがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それではそのようにさせていただきます。

なお、審査に当たっては、委員の質問及び理事者の答弁は簡潔をお願いいたします。また、委員会開会中は休憩時以外でも委員会進行の妨げにならない範囲でおトイレなどの退席を認めることとしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の日程に入ります。

これより令和7年度補正予算案の審査に入ります。

補正予算の審査の進め方ですが、初めに、執行機関から総括的な説明を受け、資料の確認後、予算説明書に基づき歳出、歳入、繰越明許費、債務負担行為の順序で質疑を行います。全ての質疑が終了した後に補正予算第5号の採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、議案第1号、令和7年度千代田区一般会計補正予算第5号について概要説明をお願いいたします。

○前田財政課長 それでは、資料1をご覧ください。令和7年度一般会計補正予算第5号の概要につきましてご説明申し上げます。

本補正予算でございますが、歳入歳出予算と繰越明許費、債務負担行為の大きく3項目がございます。

初めに、歳入歳出予算についてご説明申し上げます。補正予算額でございますが、72億7,093万8,000円、補正後の予算額でございますが、837億8,568万7,000円となります。

歳出の内訳でございます。一つ目は、私立保育所等運営補助でございます。公定価格の単価上昇に伴いまして、私立保育所等運営補助に要する不足が生じる見込みの経費7,545万7,000円を追加計上するものでございます。

二つ目は、国・都支出金過年度超過交付金等返還金でございます。令和6年度以前に国や都から頂きました交付金の実績報告をした結果、返還するものがございまして、それが当初予算額では不足するため、1億2,473万5,000円を追加計上するものでございます。

三つ目は、（仮称）神田錦町三丁目施設の整備でございます。地中障害物の影響等によ

りまして不足する経費2,964万6,000円を追加計上するものでございます。

四つ目は、基金の新規積立でございます。この後ご説明をさせていただきますが、歳入の上振れや市場の金利動向につきまして新たに見込めることとなった歳入等を新たに基金への積立をするための経費70億4,110万円を追加計上するものでございます。

続いて、ページ進んでいただきまして歳入、財源となるところでございます。11項目でございます。

1、特別区税でございます。特別区民税につきまして、歳入の状況から22億円を追加計上するものでございます。

2、利子割交付金でございます。5,000万円を追加計上するものでございます。

3、配当割交付金でございます。1億円を追加計上するものでございます。

4、株式等譲渡所得割交付金でございます。1億5,000万円を追加計上するものでございます。

5、地方消費税交付金でございます。10億円を追加計上するものでございます。

この1から5まで令和7年度の歳入状況から予算より大きく収入が見込めるもの、実際として既に収入できているものにつきまして追加計上するものでございます。

6、特別区交付金でございます。普通交付金につきましては4億3,569万1,000円を減額するものでございます。

特別交付金につきましては8億円を追加計上するものでございます。

7及び8の国・都支出金でございますけれども、こちらは歳出でご説明させていただきました私立保育所のところの認可保育所に係る経費のところでございます。

7、国庫支出金は4,098万9,000円を追加計上するものでございます。

8、都支出金は1,723万4,000円を追加計上するものでございます。

9、寄附金でございます。一般寄附金3億円、開発協力金2億156万9,000円、交通環境改善事業寄附金199万9,000円、合わせまして5億356万8,000円を追加計上するものでございます。

10、繰入金でございます。歳出でご説明させていただきました（仮称）神田錦町三丁目施設の整備の経費といたしまして、社会資本等整備基金、高齢者福祉基金から繰入りを財源としてございます。

11、繰越金でございます。第3回定例会の決算において確定しました繰越金で、これまでの補正予算等で活用した額の残額につきまして追加計上するものでございます。

続きまして、繰越明許費でございます。繰越明許費につきましては、合計で8億3,870万1,000円でございます。令和7年度中に事業が完了しない見込みとなっている事業につきまして、記載の七つの事業でございますけれども、それぞれ繰越明許費を定めるものでございます。ご確認を賜ればと存じます。

続きまして、債務負担行為の補正でございます。一つ目は、（仮称）神田錦町三丁目施設の整備についてでございます。資材及び労務単価高騰の影響、いわゆるインフレスライドでございますけれども、債務負担限度額を超えるため新たに追加をいたします。

二つ目でございますが、自転車道の整備（神田警察通りⅡ期区間の整備）でございます。事業の進捗状況等から新たに追加するものでございます。

概要の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小野委員長 はい。それでは、一般会計補正予算第5号の歳出について審査に入ります。補正予算説明書の32ページ、33ページの説明を受けます。

○大松子ども支援課長 では、補正予算説明書32ページ、33ページ、款の2、子ども費、項の3、子ども家庭費、目の1、子ども家庭福祉費。33ページ、1、私立保育所等運営補助、（1）認可保育所についてご説明いたします。資料は予算特別委員会資料2、認可保育所の公定価格（扶助費）についてでございます。

まず、項番1の趣旨でございますように、令和7年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえ、公定価格の単価が5.3%引き上げられました。これは令和7年度当初に遡って引き上げるものでございますが、この差額を迅速かつ確実に現場の保育士等に差額給付を行うため、不足する扶助費を補正予算として計上させていただくものでございます。

次に、項番2の単価改定でございますが、下の表に例示させていただきましたように、保育所で定員61人から70人までの規模で、預かる児童が4歳児以上の場合は6万2,230円が改定後は6万4,950円と上がる見込みでございます。

次に、項番3の経費概算でございますが、公定価格はここ例年改定で上がってございますので予算にも織り込んでございましたが、上げ幅が大きゅうございましたので補正予算に計上させていただく次第でございます。

下に記載がございますように、当初の予算は20億1,360万6,000円、今回の改定を見込んだ金額は20億8,906万3,000円、差額の7,545万7,000円が補正予算を計上させていただく金額でございます。

簡単ではございますが、ご説明は以上でございます。ぜひご審議のほどお願い申し上げます。

○加藤子ども総務課長 同じページ、項番2の国・都支出金過年度超過交付金等の返還金についてでございます。令和6年度以前に交付された国や都からの負担金や補助金につきまして精算額が確定し、超過して交付を受けた分については返還が必要でございます。当初予算では不足が生じる見込みでございますので、9,952万5,000円の計上をお願いするものでございます。

私からの説明は以上です。

○小野委員長 はい。それでは、質疑を受けます。

○小枝委員 私立保育所の運営補助のところで給与改定ということなんですけれども、確認しておきたいのは、非正規の方の雇用がどういうふうになっているか、公契約条例とかもあると思うので、それなりの単価になっていると思うんですけども、現段階でどのぐらいの賃金水準になっているのか、ちょっと経年で教えていただければと思います。

○小野委員長 はい。ご答弁いかがでしょうか。一旦休憩いたしますか。

○小枝委員 いいですか。

○小野委員長 小枝委員。

○小枝委員 ちょっと答えづらければ、公契約条例の適用を受けるものでしたよねというところです。公務員であれば会計年度任用職員ということで、その水準が現時点であると思うんですけども、時間単価1,500円とか1,600円とかあると思うんですけど、じゃあ私立だった場合、どういうふうに非正規の方々の子どもたちを預かる環境が担保さ

れているのかということをおきたかったんですが、これは本予算のほうでも当然確認できることなので、そこは公契約条例の適用を受けるのかどうかという、ざっくりとした質問で答えていただければ。

○小野委員長 はい。では、まず公契約条例というところについてご答弁いかがでしょうか。

○大松子ども支援課長 まず、非正規のほうも、条例の適用は受けるものでございます。

○小枝委員 うん、うん。受けるよね。

○大松子ども支援課長 次に、水準に関しましては、この私立の非正規、正規を問わず、各歳児による単価によって計算しております。

○小枝委員 うん。まあ。

○小野委員長 暫時休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時49分再開

○小野委員長 委員会を再開いたします。

それでは、ご答弁からお願いいたします。

子ども支援課長。

○大松子ども支援課長 先ほどのご質問でございますが、まず、子どもの数によりましてこれは支給をするものであって、私立保育所の非正規、正規には関わらないので、それによらず交付されるものでございます。

○小野委員長 小枝委員。

○小枝委員 考え方について分かりました。当初数字のことも聞いたんですけども、それ自体はこの積上げには今回は関わらないということで、考え方としては正規であれ非正規であれ賃金拡充の方向ということで、子どもを預かる、命を預かる職場の環境を拡充していくという方向性については確認できましたので、私のほうはそれで結構です。

○小野委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 今回公定価格の改定ということで人件費が引き上げることですけれども、これは5.3%引き上げられたというのがありますけれども、これは確認しますと、丸々、公定価格上がった分、丸々、保育士の給与が上がると、どの園でも上がるという認識でよろしいんですかね。

○大松子ども支援課長 今ご指摘のとおり、私立の認可保育所では全て適用されるものでございます。

○牛尾委員 そこでちゃんと保育士の賃金が上がりましたという確認を区はどのように行っていくのか、お聞かせください。

○大松子ども支援課長 この改定につきましては、各園にそれぞれ周知した上に、それぞれの園から改定を見込んだ請求書が上がってまいりますので、それにおいて個別に確認してございます。

○牛尾委員 請求書が上がってくるということですよ、補助金、これだけ下さいよと。それがしっかり一人一人の保育士の賃金にちゃんと使われているといったチェックはどうするのかということをお聞いているんですけど。

○大松子ども支援課長 支払った後の支払いにつきます明細でそれぞれの保育士の数を確

認してございますので、それぞれ保育士には改定分を払っていることは確認されます。

○牛尾委員 分かりました。例えば給与の明細とか、そういうのもしっかり見るということでもよろしいんですか。それとも頭割りの数でということなの、どちらなんですか。

○大松子ども支援課長 各人の給与明細までは確認しませんが、一つの園に支給した額の頭割りで確認しておりますので、それをもって確認しているということでございます。

○牛尾委員 分かりました。結構、保育園は、人件費だけじゃなくて、もろもろ、様々お金がかかって運営が大変だというのがあります。本当は人件費に全て振り分けたいけれども、まあ、あっちゃいけないんですけどね、園によってはこういったところを修復したいとかいった場合に予算がないと、ここに使わざるを得ないという状況も生まれてくる可能性もあると、そこはしっかり手当てをしていただきたいんですよね。

もう一つは、今回の公定価格の引上げで、今の保育士の給与水準というのは十分なのかどうかというのもしっかり区としても考えて、給与に区が出すというわけにはいかないから、例えば交通費等とか、あとは住まいへの支援とか、そういったあらゆる形で正規も非正規も含めて保育士の待遇というのはしっかり見ていただきたいと思えますけれども、いかがですか。

○大松子ども支援課長 今のご質問でございますが、給与、基本単価部分だけではなく、例えば保育士の処遇改善につきましてはキャリアアップ補助金ですとか、あと宿舍借り上げ補助金、あと処遇改善加算など、様々な補助金を、場合によって……

○小野委員長 すみません。マイクが、マイクが入っていない。

○大松子ども支援課長 失礼しました。様々な補助金加算を含めて区独自のものもございまして、そういったところを含めて保育士の処遇改善に支援していきたいと存じます。

○小野委員長 はい。それでは、こちらは関連ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、次に34ページ、35ページの説明を受けます。

○岡福祉総務課長 補正予算説明書34、35ページの保健福祉総務費、国・都支出金過年度超過交付金等返還金についてでございます。

先ほどの子ども・家庭福祉費と同様に、保健福祉総務費におきましても、令和6年度以前に交付された国や都からの負担金や補助金のうち、精算額が確定し、超過して交付を受けた分につきましては、返還が必要でございます。当初予算では不足が生じる見込みでございますので、2,521万円の追加の計上をお願いするものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○小野委員長 はい。質疑を受けます。質疑はよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。次に、36ページ、37ページの説明を受けます。

○緒方障害者福祉課長 予算書36ページ、37ページ、高齢者施設建設費、続きまして、下の障害者施設建設費でございます。本件は旧千代田保健所敷地におきまして地上8階建ての障害者支援施設、高齢者施設及び地域交流機能を有します（仮称）神田錦町三丁目施設建設に当たりまして、工事請負費の歳入歳出予算の補正をお願いするものでございます。高齢介護課、障害者福祉課、2課が所管しておりますので、私、障害者福祉課長から一括して説明させていただきます。

本施設整備につきましては、解体作業中の地中障害物対応や近隣住民への騒音対応のための一時中断などの影響によりまして、解体工事作業期間が延長してございます。これらによりまして2,964万6,000円の追加工事費が必要となりましたので、高齢者施設設計費と障害者施設建設費と等分で負担しまして1,482万3,000円ずつ計上させていただきます。

説明は以上でございます。

○小野委員長 はい。質疑を受けます。ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。次に、38ページ、39ページの説明を受けます。

○前田財政課長 財政調整基金積立金、社会資本等整備基金積立金につきましては、この後歳入でご説明する予定もございませぬけれども、税や交付金で多く歳入できる金額、あるいは寄附金等につきまして、記載のとおり二つの基金に新規に積立てをするための経費といたしまして予算を計上するものでございます。

ご説明は以上でございます。

○小野委員長 はい。質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、以上で歳出に関する質疑を終了いたします。

続いて、歳入について審査に入ります。

補正予算説明書10ページ、11ページの説明を受けます。

○齊藤税務課長 税務課長ですけれども、説明は特にございません。よろしく申し上げます。

○小野委員長 はい。質疑がございましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。次に、12ページ、13ページの説明を受けます。

○前田財政課長 利子割交付金でございます。利子の上昇に伴いまして、追加で5,000万円が見込めるため追加に計上するものでございます。

以上でございます。

○小野委員長 はい。質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。次に、14ページ、15ページの説明を受けます。

○前田財政課長 続きまして、配当割交付金でございます。こちらにつきましては、今年度の歳入で、追加で1億円が見込めるため、追加計上するものでございます。

以上でございます。

○小野委員長 はい。質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。次に、16ページ、17ページの説明を受けます。

○前田財政課長 こちらにつきましても、今年度の歳入で追加で1億5,000万円見込めるため、追加計上させていただくものでございます。

○小野委員長 はい。質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。次に、18ページ、19ページの説明を受けます。

○前田財政課長 地方消費税交付金でございます。国全体の地方消費税の徴収状況に鑑みまして、追加で10億円が見込めるため、追加計上するものでございます。

以上でございます。

○小野委員長 はい。質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。次に、20ページ、21ページの説明を受けます。

○前田財政課長 こちらにつきましては、普通交付金が減となるものの、特別交付金の増が見込める状況でございます。記載の金額を追加計上させていただくものでございます。

○小野委員長 はい。質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 なし。はい。承知しました。

次に、22ページ、23ページの説明を受けます。

○大松子ども支援課長 補正予算説明書22ページ、23ページにつきまして、款、国庫支出金、項、国庫負担金、目1、子ども費負担金につきまして、先ほど私立保育所（1）認可保育所の歳出額7,545万7,000円につきましてご説明いたしましたが、このうち、23ページのとおり、国から子どものための教育・保育交付金として4,098万9,000円の交付見込みがございますので歳入として計上させていただきました。

ご説明は以上でございます。

○小野委員長 はい。質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 なし。はい。

次に、24ページ、25ページの説明を受けます。

○大松子ども支援課長 24ページ、25ページにつきまして、款15、都支出金、項1、都負担金、目1、子ども費負担金につきまして、国と都からの歳入のうち、東京都の交付見込みでございます。25ページのとおり、東京都から子どものための教育・保育給付費都負担金として1,723万4,000円が交付見込みでございますので、歳入として計上させていただきました。

簡単ではございますが、ご説明は以上でございます。

○小野委員長 はい。質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。次に、26ページ、27ページの説明を受けます。26ページ、27ページですね。

○佐藤総務課長 こちらはふるさと納税の寄附金についての計上でございます。よろしくお願いたします。

○小野委員長 はい。引き続きお願いします。

住宅課長。

○山内住宅課長 続きまして、項番2の開発協力金となります。令和7年度につきましては4件、2億157万円となりました。当初予算では科目存置として1,000円を計上させていただいておりましたので、差し引きまして、その差額分2億156万9,000

円の補正増額をお願いするものでございます。

ご説明は以上です。

○小野委員長 はい。引き続きお願いします。

景観・都市計画課長。

○榑原景観・都市計画課長 続きまして、交通環境改善事業寄附金につきまして、こちらは内神田一丁目周辺地区配置計画に基づく駐車場の附置義務台数緩和に伴いまして、地域整備協力金として200万円の寄附を受けるものでございます。当初予算では科目存置として1,000円を計上していたため、199万9,000円を追加計上いたします。

ご説明は以上です。

○小野委員長 はい。それでは、質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 なし。

はい。次に、28ページ、29ページの説明を受けます。

○前田財政課長 社会資本等整備基金繰入金、高齢者福祉基金繰入金でございます。歳出で（仮称）神田錦町三丁目施設の整備に係る費用としてご説明を申し上げたものでございます。こちらに係る経費として繰入れをするものでございます。

以上でございます。

○小野委員長 はい。質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 なし。

次に、30ページ、31ページの説明を受けます。

○前田財政課長 繰越金でございます。第3回定例会で確定しております決算額のうち、これまでの補正予算等で活用した残りの額につきまして追加計上するものでございます。

以上でございます。

○小野委員長 はい。質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。以上で歳入に関する質疑を終了します。

続いて、繰越明許費について審査に入ります。補正予算書4ページの説明を受けます。

○山崎子育て推進課長 私のほうからは、款の2、子ども費、項の3、子ども家庭費、事業名、物価高対応子育て応援手当についてご説明させていただきます。

こちらの執行が令和8年度にまたがることと、令和7年度の執行額が未確定であるため全額を繰り越しさせていただくものでございます。給付金部分2億3,300万円及び事務費部分577万4,000円、合計2億3,877万4,000円を繰り越すものでございます。

ご説明は以上でございます。

○小野委員長 はい。引き続きお願いいたします。

環境まちづくり総務課長。

○神原環境まちづくり総務課長 5、環境まちづくり費、項1の環境まちづくり管理費の占用総合管理システムになります。地方税ポータルシステム、通称eL T A Xの対応に向けた改修経費を計上しておりましたが、当初予定していたシステムから変更が生じ、庁内

調整に時間を要したため1,059万7,000円を繰り越すものでございます。

説明は以上です。

○小野委員長 はい。引き続きお願いいたします。

道路公園課長。

○村田道路公園課長 続いて、3項、道路公園費について、3件ご説明いたします。

まず、バリアフリー歩行空間の整備（歩道の設置・拡幅整備）についてです。本件は五十通りの道路整備を実施する予定で契約手続を進めておりましたが、不調となり、年度内の契約が困難となったため繰り越すものでございます。

次に、自転車通行環境整備についてです。2点ございます。1点目、道路詳細修正設計業務（神田警察通り）を進めているところですが、関係機関協議に時間を要し、年度内の完了が困難となる可能性があるため、繰り越すものでございます。

2点目、神田警察通り樹木等撤去工事作業におきまして、作業の妨害等により予定どおり進捗しないおそれがあるため繰り越すものでございます。

続いて、公園・児童遊園の整備についてです。こちらも2点ございます。1点目、神田橋公園改修工事につきましては、前払金相当分の支払いは今年度を想定しておりますが、業者との手続の状況次第では次年度の支払いとなることから繰り越すものでございます。

2点目、公園・児童遊園等リニューアル工事、飯田橋こどもの広場につきましては、掘削作業中に土壌から想定外のガラやごみが出土し、土壌検査や処分時間に時間を要したことで年度内の工事完了が困難な見込みであることから繰り越すものでございます。

説明は以上となります。

○小野委員長 はい。引き続きお願いいたします。

施設経営課長。

○佐藤施設経営課長 本庁舎管理でございます。令和7年度から令和8年度にかけて債務負担案件でございます。千代田区役所7・8・9・10階他照明設備改修工事につきまして、本年度、令和7年度に前払金を支出する想定で予算計上しておりましたが、入札で決定した請負業者のほうから前払金は不要であるとの申出がございまして、令和8年度に完成代金として契約金額の全額を支出することとなったため、不用額を繰り越すものでございます。

○小野委員長 はい。それでは、質疑を受けます。

○入山委員 道路公園費、自転車通行環境整備についてお伺いします。こちらについて、もう少し詳しくご説明を頂けますでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 先ほどもご説明いたしましたが、まず1点目は、道路詳細設計のそれが時間を要するということで繰り越すということと、あともう一つが、神田警察通りの樹木等撤去、この作業についてですね。これについてはホームページでも掲載してございますが、2月21日の午後8時から翌午前6時に美土代町交差点、神田駅北口交差点の間の樹木64本を伐採いたしました。それで作業の妨害等により予定どおり進捗しないことも想定していたので繰越しの手続をするものでございます。

○入山委員 そうしますと、もともとこれは事業費のほうに入っていないくて、こちらの繰越明許費で、違う契約方法ということで行われたということよろしいでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 この予算につきましては、この項目の当初予算に計上して

ございまして、ご議決も頂いているものでございます。

○入山委員 そうしますと、特に問題はないということだと思うんですけども、今回、伐採することについて、近隣住民についてはどのような周知がされていたのか。私も昨日、何本か木を見たんですけど、2か所ぐらい、3か所ぐらいですか、確認が取れたんですけども、これは国や都のマニュアルとか根拠や基準があるのでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 国交省の街路樹管理マニュアル、それに従いまして樹木のほうにお知らせを、やはり周知をさせていただきました。入山委員もお気づきになったように、実際に地域の方からもお問い合わせもあり、励ましのお言葉も頂いたものでございます。周知が図られたものと認識してございます。

○入山委員 地域、地元の方も進めていただけるということも本当に喜んでいる声も聞いております。また、抜根についての整備も行われると思うんですけども、スケジュール的にはどうなっていますでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 この後、伐採の終わったものに関して、そうですね、3月に入りましたが、引き続き抜根のほうを進めてまいります。

○入山委員 よろしくお願いたします。そして、着実にⅡ期工事も進んでいるんですけども、関連するところで、数々の今まで訴訟が行われてきたと思うんですけども、その結果、今どのようなことになっているのか、ちょっと確認をさせていただきますでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 訴訟のほうは、ひとまず、今のところ高裁のほうで判決が出て、契約ですとか、そういうものに関しては不法、不当なものはないということと、それから住民の周知に関してはしっかりとやっている、問題ないということは言われてございます。

○入山委員 住民が望んでいる工事の早急完了をぜひ進めていただきたいと思うんですけども、錦町三丁目の障害者・高齢者施設もございまして。区としては今後どのように進めていくのか、教えていただけますでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 これまでも本会議等でご答弁申し上げておりますが、錦町三丁目の障害者施設、こちらの運用が始まるまでに何とか進め、Ⅲ期の、Ⅲ期というか、その前のところですね、その部分の工事に関しては進めていきたいと考えてございます。

○入山委員 令和7年の2定、第2回定例会ですね、私も一般質問させていただいたんですけども、期間、費用、原因者に増額したコストの負担というものについて、改めてお考えをお聞かせください。

○須貝基盤整備計画担当課長 妨害等により増額した分に関しましては、その後それを請求するか、そういうことも検討はしてまいります。まずは工事のほうを進めていきたいと、そちらのほうに傾注していきたいと考えてございます。

○入山委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

しっかりと工事を進めていただきたいと思いますが、最後に、沿道協議会というものについて、協議はどのようになっているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 こちらのほうは、神田警察通りの道路整備全体の形態について、平成23年度以降、計21回にわたって協議会のほうで十分な議論を経て決定しておりますので、今後、本道路整備について、協議会でそれを行うことはないということでございます。

○入山委員 ありがとうございます。

それでは、地域、地元の方の要望も強いですので、ぜひスピードアップして、安心・安全に道路を整備して進めていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。ありがとうございます。

私どもも、一生懸命、職員も何とかこれをまちの方のために進めたいと考えて進めておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○小野委員長 はい。

それでは、牛尾委員。

○牛尾委員 じゃあ、関連で質問させていただきます。

先ほど住民への周知ということで、木にぺたっと紙を貼ったと言いましたけれど、全ての樹木に貼ったのでしょうか。いかがですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 全てではなく、その範囲内のところに掲示させていただきました。

○牛尾委員 私も切られた樹木を見ましたけれども、私が見つけれられたのは1枚だけでしたね。もうちょっと貼っているのかもしれないけれど、私が見た範囲では1枚だけだったと。周辺の住民の方にも聞きましたけれども、伐採しますよというお手紙とかは来ましたかと言ったら、そんなのは来ていない、というふうにおっしゃってありました。

もちろん、あそこの神田駅周辺では早く整備を進めてほしいという気持ちがあったんで、我々も進めてほしい地域から先にやったらどうかという提案をしていましたから、工事が進むという点では要望に沿ったことだと思うんですけども、問題は、やはり住民にしっかり説明をした上で工事を進めますよという、やっぱりそういう姿勢だと思うんですよ。そうした住民への十分な説明というのをどうすればいいかというのはしっかり議論して、今回、伐採に至ったということでよろしい——その辺、どうなのか。

○須貝基盤整備計画担当課長 これまでも申しておりますが、整備の内容ですね、計画の内容につきましては、もう既に決まっているところでございますので、伐採につきましても、その整備の中の一つということで、それから、ポスティングですね、そちらは、通常、委託作業という中では行っておりませんので、よろしく願いいたします。

○牛尾委員 だから、今回、神田警察通りは様々な問題が出たわけじゃないですか。伐採するということも知らないまま工事を進められたということで、様々な問題が起こったと。それをやっぱり教訓にしていく必要があると思うんですよ。だから、もう委託しているからポスティングなんかしないでいいんだというような姿勢でいいのかということが問われてくると思う。これは、今後の道路整備とか様々な開発の工事でも同じことが言えると思う。やはり区としてしっかり住民に理解を得るための努力というのかな、そういうのが必要だと思うんですけども、そのことについて指摘をしておきたいと思いますが、いかがですかね。

○加島環境まちづくり部長 樹木の伐採に関しましては、神田警察通り、もうこれは3年ぐらいになっているというところで、もう十分、区としては樹木を伐採するということは認知されているというような認識でございます。今回周知しなければいけなかったというのが、この作業ですね、作業により迷惑をかける方々がいらっしゃるだろうというところ

で、そういった方々に対する周知ということですので、改めて、また伐採をしますよ、どうですかとか、そういうことの周知ということは我々考えておりませんので、そこら辺はご理解いただけるとありがたいかなというふうに思っております。

○小野委員長 はい。それでは、こちらは関連。

岩田委員。

○岩田委員 国交省の基準で周知したということなんですけど、結局、何か所、木に対してチラシを貼ったのか。何か所なんでしょう。

○須貝基盤整備計画担当課長 施工範囲の5か所に貼らせていただきました。

○岩田委員 以前からⅡ期工事ですと止まっていて、伐採に反対している方々も、Ⅱ期工事じゃなくて、別のところから先にやったらどうですか、やってくださいよというお話で、それはできませんよという話でした。でも、何かいきなりそっちのほうからばんと切るということは、できたわけじゃないですか。なぜ今までかたくなにそれを拒否していたのでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 事業の進め方に関わることで、妨害が想定される以上、つまびらかにすることはできません。

○岩田委員 いや、そうではなくて、Ⅱ期工事以外のところからできませんと言っているにもかかわらず、切ろうと思えば切れたわけじゃないですか、今回みたいに。何でそれをやらないで、ずっとⅡ期工事のところまで止まっている、止まっている、工事ができない、余計にお金がかかったというふうに、さも伐採に反対している方々のせいにするような、そういうようなやり方だったのかということなんです。

○須貝基盤整備計画担当課長 Ⅱ期工事につきましては、もう既に発注をされているものですので、それを止めるという考えはございませんでした。それ以降については、神田警察通りの全体の工事をいかに効率的に進めるかということを考えて、最適な手順で行ったものでございます。

○岩田委員 いや、発注を止めなくても、そっちもやればいじゃないですか。何でやらなかったんですかと聞いているんですよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 ただいま申し上げたとおり、Ⅱ期工事はもう工事を進めて、契約しているものですので、それを止めるということはないということでございます。

○岩田委員 何を言っているのか分からない。

○小野委員長 はい。違う聞き方にしてください。繰り返し……

○岩田委員 ちゃんと答えさせてください、じゃあ。

僕、止めるなんて言っていないんですよ。止めることはできない。でも、そっちも、それ以外のところもできるでしょ、と。何でそっちをやらなかったんですか、先にやらなかったんですかと聞いているんですよ。ちゃんと答えてくださいね。

○須貝基盤整備計画担当課長 繰り返しになりますけど、効率的に進めるということで、最適な手順で計画したということでございます。

○岩田委員 だめだ、こりゃ。

○白川委員 関連。

○小野委員長 はい。白川委員。

○白川委員 先ほど妨害があったというふうにおっしゃっていましたが、具体的にどうい

った妨害があったんでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 II期工事に関しましては、樹木伐採を計画している樹木のところに張りつくといひますか、そこの近くにベンチですっと座り込んでいると、そういう状況が続きました。なおかつ、SNS等でいろんな方に呼びかけ、外部からもいろんな反対の方が集まって、妨害がずっと続いたということでございます。

○白川委員 工事に反対する活動というのは認められるべきだと思うんですが、具体的な妨害がもしあったとしても、ここから立入禁止であると、要するに、工事の外でやらしてもらえば問題ないと思うんですね。なぜ工事が止まるような状態——要するに、反対の方たちを外に出すという何らかの工夫はなさらなかったんでしょうか。

○小野委員長 計画担当課長でよろしいですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 II期工事に関しましては、そのような行為がございました。それで、実力行使で工事を妨害するということがございましたので、こちらの区のほうも立入禁止の仮処分というものを行いまして、その中に入ってきた場合は、さらにそれを、何ですか、追及できるということで、そういう手続を踏みました。

○小野委員長 白川委員。

○白川委員 ということは、法的にも入れないというふうに決まったのにもかかわらず、反対派は妨害をしたというふうな認識でよろしいんでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 その仮処分の債務者というところになりますと、そちらは人物を特定していないとできないということがございましたので、それ以外、顔を隠したりとかしている方が張りついていたということがございましたので、工事のほうが進まなかったということでございます。

○白川委員 地元の方でも早く進めていただきたいということで、私も要望をたくさん受けました。そのときに、どうして警察なりに排除を求めて強行してもらえないのかというのはもう何遍も言われたんですが、そのお考えはなかったですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 もちろん警察のほうにもお願いをしましたが、そこは基本、道路というところで、そこにいるだけ、そういう方をどうこうするということはちょっと難しいということはおかれておりました。

○白川委員 今後、もし同じようなことが起こると、工事が遅れるごとに、今、工事費がどんどん上がっていくという状態ですので、血税が毀損されるわけですよ。ですから、次からは、立入禁止の区域に対しては、できるだけ排除する努力というのを行っていただかないと困るなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 まずは、反対する方がそういう実力行使で木に張りつくだとか居座るといふことは控えていただきたいということで、あとは、なるべく入らないような、我々も立ち会ったりとかしながら、入らないような形で対応していきたいと考えてございます。

○白川委員 もう一つ気になるのは、工事関係者あるいは職員の方たちが議会で決まったことを実行するに当たって、非常に怖い思いとか不快な思いというのをしたということがもしあれば、それはこちらの責任になってしまいますんで、そういったことも、ぜひ、しっかり広報をしていただきたいなと思っています。いかがでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 そのようなこともございましたので、広報等でも上げてい

るところでございます。職員ですとか請負業者、そちらのほうには、十分とそういうことに問題がないように、いつも配慮して工事を進めてまいりました。

○小野委員長 環境まちづくり部長。

○加島環境まちづくり部長 少し、ちょっと今までの経緯も含めて説明させていただきたいなと思って、ちょっと挙手させていただきました。

本工事、ホームページのほうにも載っておりますけども、多くの区民の方の賛同を頂いていますが、一部のご理解いただけない方がいらっしゃるということで、区のほうも説明会を何度も実施してございましたけれども、街路樹の撤去に反対する方、一部の方々にはご理解を頂くことはできていないと。まあ、今もそうなんですけれども。工事を一時見合わせながら、協議会でも反対する方のご意見も踏まえましてやったんですけれども、意見が平行線になったといったようなところがございます。早期に工事を進めてほしいとの多くの意見もありますので、工事を再開したところ、反対する方々の一部は、住民らのまちづくりに参画する権利、利益を侵害されたとして、国家賠償法に基づく損害賠償の請求の訴えを起こされましたけれども、東京地方裁判所と高等裁判所で事実関係を総合的に判断すれば、住民の権利、利益が侵害されたということではないと。反対の方の主張を棄却しております。いろいろと区のほうも何回も伐採の工事に入りましたけれども、区の職員に対しても、かなり暴力的な行為もされたといったようなところで、それは、区議会のほうにもご説明をさせていただいているとおりでございます。我々としては、地域の方々の早く早期に進めろという意見を真摯に受け止めさせていただいて、進めていきたいというふうに考えておりますので、ぜひ、そこら辺はよろしくお願ひしたいなというふうに思っております。

○小野委員長 はい。では、こちらの関連については。

小枝委員。

○小枝委員 ちょっと事実と違うところがあるというか、もっと正確に言ったほうがいいと思うんですけれども、神田警察通りのガイドラインで10年前に決めました。もう12年、3年たっているかもしれない。そのガイドラインの中では、Ⅰ期、Ⅱ期のイチョウ並木のところは、歴史的伝統があるし、まちとしても伝統があるところだから残しましょう。でも、Ⅳ期、Ⅴ期のところは、その段階からもう伐採というようなことが書かれていたんですよ。そこは、だから、まちの皆さんが納得しているかどうかというのはともかくとして、私には、もう10年前に亡くなったような女性が絶対に伐採しないでほしいということは言っていましたけれども、その方も亡くなっているから、さすがにもう確かに、まちづくりとしては、あの辺は合意が取れるエリアなんだろうというふうな見通しを立てていたところですので、最初、何というんですかね、日本の標準じゃなくて、一つの千代田の標準としての手順・手続ですよ。今、千代田では、和泉の通りでも、二七通りでも、大神宮通りでも普通にやっている、当たり前のことを当たり前に行っていくというようなことをしないで、あのやつらという言い方は、これはせっかく地方分権で政府が近くに下りてきたのに、身近な対応できる行政としてのコミュニケーションとしては、非常にそういうやり方がまかり通ってしまうと、コミュニケーションとしてはさらによくはないということですね。物を申したら、どういう憂き目に遭うか、見せしめてやろうというふうに見られるようなやり方はやめたほうがいい。

それから、Ⅳ、Ⅴ期については、もう誰も言わないのが分かっているながら、説明会もしない、貼り紙もしないというのは、いささかやり過ぎであろうというところで、多様な、それは結論をちゃんと導き出して、工事を進めていくということについては、さっき岩田委員も言われた、もしかしたら発言者皆さん同じことを言っていると思うんですけども、進めることはもう重々分かって、むしろ長年求められてきたところですので、そのところは、千代田標準として当たり前に進めていくということをするればいいのか。そこをあからさまに、何というか、変な言い方をすると、何というんですかね、ちょっとやっぱり怖いなというか、行政は傷ついたと言えるかもしれないけど、住民は傷ついたと言えないんですよ。お上に刃向かったらどんな憂き目に遭うか、本当にこういうふうにされるんだということを見せしめられていて、ちょっとそれは本当にハラスメント的コミュニケーション、千代田区行政のやり方だというふうに思うので、お互いにそういうことをあまり増長するようなやり方はやめていただきたいというふうに思います。

○小野委員長 質疑を。質疑は。

○小枝委員 今のが質疑。（発言する者あり）

○小野委員長 今の。じゃあ、これ……

○小枝委員 ハラスメント的コミュニケーションはやめてください。

○小野委員長 環境まちづくり部長。

○加島環境まちづくり部長 見せしめでやっているということは、もちろんそういうことはございませんので、それはちょっと、そういったご理解は違うかなといったようなところでございます。

それで、我々としては、植栽の伐採、これに妨害をしないでいただきたいといった1点です。そこをしないでいただければ、工事は進みます。もうぜひそこをお願いしたいというのが私たちの、何というんですか、願いというか、もう本当に早期に工事を完成させたいと、職員も一丸となってやっているんですけども、その妨害行為で遅れたというのが今回のこのⅡ期工事なので、今後、そういうことは本当にしないでいただきたいんですよ。それを、申し訳ありませんけれども、議決も経てやっている工事でもございましたので、そういったご理解もあるということで、大変申し訳ありませんけれども、反対の方々ともしてお話しされるようなことがあるのであれば、そういったことをご理解いただくようなご協力もお願いできないかなというふうに思っております。

○小野委員長 小枝委員。

○小枝委員 申し上げたことは、Ⅳ、Ⅴ期について反対しているという声が、今、区のほうに寄せられているんですか。ないはずですよ。議会も含めて、まちの中でもなかったはずですよ。ですから、普通にと言ったのは、こうした形で工事を始めますということも言うべきだし、貼り紙もしっかりやるべきだし、そういうごく普通の、多分大丈夫だろうというところで、そういうやり方をすること自体が不自然だし、そして、このような形になるのは、1,000億かけて、予算、幸せな区政をつくろうとしているのに、行政の姿勢としては、非常にコミュニケーション、私はハラスメント的コミュニケーションだと思っているんですけども、質問としては、Ⅳ、Ⅴ期に関して、明確に住民から切らないでくれという声がありましたか。そんなふうにするような妨害者とか反対の人たちというようなエビデンスはないはずですよ。千代田区政は、今、EBPM、これを基本にしてやるとしたら、

そういうのがあった上でやっているのかどうか、声があったのかどうか、そこは明確に教えてください。

○加島環境まちづくり部長 IV、V期も含め、これからまだ残っている植栽も含め、妨害をしないでいただきたいというような思いでございます。

○小枝委員 いや、だから、質問に教えてください。声があったか、なかったかの質問に教えてください。

○大坂委員 関連。

○小野委員長 はい。大坂委員。副議長。

○小枝委員 どうして——いや、委員長、答弁をちゃんとさせてくださいよ。

○大坂委員 はい。あの……

○小野委員長 うん。ちょっと、その前に、ごめんなさい。

○大坂委員 IV、V期に関しては、小枝委員が言っているように、反対している人がいないというのであれば、切っていただいて全く問題ないのかなというふう感じたんですけども、今回、自転車通行環境整備費が繰り越しされるということなんですけれども、この中に、IV期、V期に関して伐採の費用が入っていたということで、これを使ってやっていると。もうこれも議決をされていることですし、それに対して反対する住民の方がいらっしゃるんであれば、区が想定する範囲の中で告知をして伐採をした。これに対して何か問題があるのかなと、やり取りを聞いていても全く分からなかったんですけども、一つ確認したいのは、今、Ⅲ期の部分だけ木が残っていますということと、IV期とV期はまだ根が残っている。ここに関しては、今回繰り越しされるところの費用の中に入っているのかどうか、この1点だけ確認させていただきたいと思うんですけども。

○須貝基盤整備計画担当課長 仮称でIV期、V期と呼んでございますが、今回やったところの範囲につきましては、この繰り越しの中に入っております。それから、その次の、Ⅱ期の次の区間につきましては、ここの今のこの繰り越しの予算の中には入ってございません。

○大坂委員 であれば、今回、このIV期、V期が先に進んでいくけれども、Ⅲ期はまだもうちょっと先に計画を立ててからという形になるのかなというふうに感じました。

先ほど来の様々な質疑のやり取りの中で、やはり神田警察通りの工事というものが様々な経緯・経過があって、なかなか進んでいかなかった。これは事実だと思っておりますが、スムーズに進んでいった場合、いつできていたのか、既に恐らくもう今の段階では整備されていたんだろうなというふうには思っているんですけども、その結果、長引いてしまって、何年先になるか分からないんですけども、それがいつまでにできていたのかですとか、それによって費用がどれだけかかったのか、これは請求する、しないというのはまた話は別になってくると思うんですけども、具体的にしっかりと、そこら辺、明確に総括はしておく必要があるのかなと思っていますので、その点をしっかりとやっていただきたいと思います。これは、これから先まだまだいろいろと事象が出てくると思いますので、いつの段階でということではなく、随時しっかりと説明していただけるような準備をしていただければなと思っています。

もう一点が、この後、債務負担のかけ替えのところで出てくるとは思うんですけども、やはりこの工事は一日でも早く終わらせてほしいというのが近隣住民の心の声だと思っていますので、これは、債務負担行為をかけ替えられますけれども、今、Ⅱ期工事は大きく

前進しています。これがいつ終わるめどが立っているのかということについても、説明をお願いいたします。

○須貝基盤整備計画担当課長 大坂委員のおっしゃるとおり、今後、これまでの神田警察通りの経緯等を総括するものは随時説明していきたいと思います。

それから、今のⅡ期工事ですけども、またこの後も話になると思いますが、工期としては、来年の——来年じゃない、今年の秋頃ということで今考えてございます。（発言する者多数あり）

○小野委員長 はい。それでは、こちら——のざわ委員。

○のざわ委員 道路公園費の関連としまして、ここのバリアフリー歩行空間の整備、歩道の設置、拡張整備、これはかなりまちの方からもご要望がありまして、今回不調になってしまったということで、ぜひ来年度から実施、完成をしていただきたいというのがまちの方々の声なんですけど、来期以降の不調にならないような告知なのか、対応ですとか、スケジュールとか、金額はこれで大丈夫ですかというか、そういうのを含めて、もしよろしかったら教えてください。

○須貝基盤整備計画担当課長 のざわ委員のおっしゃるとおり、この五十通りに関しましては、令和6年度から今年度にかけて4回、地域の協議会でご意見を伺って、整備内容も決定したものでございます。錦町三丁目施設の運用開始までに完了と、これはもう地域の強い声でございますので、それは何とかしていきたいということでございます。

それから、契約の不調に関しましては、我々が得た情報では技術者の配置が難しいということ、それは聞いてございます。次に契約手続の中で不調等が起きないように、今、関係部署と調整をしているところでございます。

○小野委員長 はい。よろしいですか。

○のざわ委員 どうぞ、何とか実施していただけるよう、よろしくをお願いいたします。

後の債務負担行為のところ、こちらもちまちの方の声が多いんですけど、神田錦町三丁目の施設の整備、こちらのほうも、ぜひ早急に……

○小野委員長 すみません。暫時休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時41分再開

○小野委員長 それでは、委員会を再開いたします。

ただいまの質疑なんですけれども、債務負担行為のところ、やりまますので、そのときまでお待ちくださいますようお願いいたします。

引き続き、繰越明許費についてございますか。

○岩田委員 先ほど来お話が出ています神田警察通りの話、切ってしまったものは仕方ないんで、別にそれをどうこうしようというわけじゃないんです。今後のいろんな工事があると思いますけども、先ほど部長も邪魔をしないでほしいと。それは確かにそのとおり。工事をする側にしてみれば、そういうことをしないでほしい、それが願いです。それをもっともです。住民からすると、もっと意見を聞いて、強引に工事をやることによって、町会とかが二分してしまう。そういうような無理やりな工事はしないでいただきたいというのが願いです。

で、例えばですよ。町会長がたくさん入っている会議体で、町会長がいいと言った。だ

から、これでもう全てまちの意見は聞いたんだみたいな話じゃなくて、ちゃんと住民に声を聞くような、なぜかという、今、町会って結構弱っていて、町会長だけで町会全体の意見をまとめ上げるようなことは、はっきり言って、できていないわけですよ。ですから、そういうところも考えて、丁寧に進めていただきたいということ。それがまず1点。

もう一つは、抜根の話が最初のほうに出ました。引き続きやっていくということなんですけど、いつやるのか、お答えください。

以上2点。

○須貝基盤整備計画担当課長 丁寧にということですが、これまでも協議会等で町会長だけということではなくて、まちの方、地域の方に参加していただいて、ご意見を聞いてきていると認識してございます。

抜根のほうは、邪魔をしないでいただきたいんですけども、3月、もうなっていますので、もう少ししたら始めると。3月いっぱいでは工事は終わらせる予定でございまして、先ほども申したとおり、この繰越しというのは、妨害をされたときを想定してやっているものなので、それがなければ、3月中には終わるということとでございます。

○小野委員長 環境まちづくり部長。

○加島環境まちづくり部長 すみません、ちょっと補足だけ。

意見を聞くということは大事なことであるというふうな認識はしているんですけど、神田警察通りのこの工事に関しては、植栽に関してはもう伐採するところを、これは我々決定しておりますので、植栽を残してほしいという意見を出されても、それは対応できないところなので、そこはちょっと十分理解を頂きたいというふうに思っております。意見というのはどういった意見なのかというのが、岩田委員、ちょっと細かいことまで言われておりませんが、植栽を残せという意見に関しましては、我々としてはちょっと対応できないといったようなところですので、そこはご理解いただきたいと思っております。

○小野委員長 岩田委員。

○岩田委員 部長のおっしゃることもよく分かります。私、植栽のこととか神田警察通って例に出しましたけども、今後のいろんな工事について、もっと住民の意見を聞いてくださいと言ったんです。課長がさっき町会長だけと言いましたけど、僕、「だけ」なんて言っていないです。町会長がたくさん入っているところで町会長の意見を聞いたんだから、これでもう住民の意見を聞きましたよみたいな強引なやり方をするんじゃないで、もっとちゃんと丁寧に進めてくださいよ、今後の工事について、と言っているんです。分かりますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 これまでも強引に決めてきたつもりはございませんので、同様に丁寧に進めていきたいと存じます。

○小野委員長 はい。それでは、この関連ですか。

○白川委員 はい。

○小野委員長 はい。白川委員。

○白川委員 ちょっと私の考えだと、公共工事に関して、全員一致で賛成ということはあり得ないものです。しかも、私が地元で取材したときに、賛成なんだけれども声が上げにくいということが本当に多くて、私が、これ、工事に賛成だということと言わないで、私

が言ったということは言わないでくださいねと、すごく念押しされました。つまり、反対派の方の声が大きいために、声が上げにくくなってしまったという状態だったんですね。そのときに、やっぱり行政の責務というのは、大きな声に反応することよりは、地元の、例えば高齢者とか子どもとか、あるいは障害者の方がしっかり守れるかどうかというところにもう尽きると思うんですね。この工事に関して、それがかなっているかどうかをちょっと確認したいんですが、いかがでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 この工事は、自転車も歩行者も、歩行者は当然、自転車も、誰もが安全に通れる道を目指してございます。それによって、バリアフリーの段差解消ですとか、あとは、保水性舗装ですとか、環境にも配慮したものにしていこうという整備でございませう。

○小野委員長 環境まちづくり部長。

○加島環境まちづくり部長 ちょっと補足でご説明させていただきます。

この神田警察通り、平成23年のときから構想をつくりということで、まだまだ時間がかかっているというのは事実です。その中でも、やはり願いとして、歩道の拡幅、自転車道ということで、そのときからの工事なので、正直、妨害等がなければ、もうとっくにできていたんだろうなと。そういったことを考えると、かなりそういった方々、細かいことを言っただけですけども、願っていた方がもうお亡くなりになっちゃったとかというところも私は知っていますので、そういった方々のためにはならなかった、なっていないなといったところになると、影響はかなりあったというのが事実ではないかなというふうに思っています。そういったことも含めて、我々執行機関としては、ちゃんとしっかりやっていかなければならないということなので、ぜひご協力を頂きたいなというふうに思っております。

○小野委員長 はい。関連ですか。

○小枝委員 はい。

○小野委員長 はい。小枝委員。

○小枝委員 ここでそんなにやるつもりはなかったんですけど、状況として、行政というのは執行機関、万能ではない。このエリアにおいて、先の負担行為のことを特別言うわけじゃないけれども、このエリアにおいて、日本は、道路と建物と再開発、別々な縦割りになって、部長のところでは1個になっているんだけど、ここにおいて、障害者の施設を立ち上げたというのは、行政は一切造らないということだったのを、議会が特別委員会をつくって、その必要性、23区中、千代田区だけがそれがいいよと言って特別委員会をつくって、住民の声を聞いて、行政計画を変えてもらって、今ここに至っているということから考えると、行政だけでは駄目。もちろん、まちを運営してくださっている町会長さんたちも頑張ってくれている。いろんな障害者の人たちも千代田区がよりよいようにと頑張ってくれている。そうしたあたたかい気持ちを全体に集めていくということに今転換していく方向にいかないと、いろんなお金の使い方が区民を幸せにする方向に向かないじゃないかということだと思っただけで、その認識、ここのゾーンの中で、福祉のゾーンになってきているというのは、やはり議会が特別委員会までつくって、住民の陳情を取り上げて、採択をして、箇所づけをした。これは、行政とのコラボレーションの中でできたというところを、縦割りなんだけど、しっかり横連携して認識しながら、道路だけじゃない、建物

だけじゃない、再開発だけじゃない、このゾーン全体をどういうふうな将来方向を見通してやっていくのかという、やっぱり大きな視野と温かいところ、対話する心がないと、進むは進むで、Ⅳ、Ⅴ期に関して、みんな一致しているんだから、そういうことは問題ないんだけど、そこの一つずれを先ほどからの答弁で感じる。そこは、行政は万能じゃないんですよ。そこをどういうふうに思いますか。

○加島環境まちづくり部長 まさに道路整備が進めば、福祉施設もそうですし、再開発でのまちづくりもそうですし、あそこの地域全体の底上げが図れるというところなので、ご協力をお願いします。

○小野委員長 はい。それでは、繰越明許費ですが、ここまでで質疑よろしいでしょうか。  
〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、続いて、債務負担行為について審査に入ります。

補正予算説明書の40ページ、41ページの説明を受けます。

○緒方障害者福祉課長 説明書40、41ページ、債務負担行為調書の上段でございます。（仮称）神田錦町三丁目施設の整備について、ご説明申し上げます。

先ほどご説明いたしましたとおり、（仮称）神田錦町三丁目施設の整備につきましては、工事請負契約の変更に伴いまして、事業費が増額となることから、歳入歳出予算の補正をお願いいたしました。これに伴う解体工事のほか、新築工事及び維持管理・運営に係る経費としまして、令和8年度から令和18年度までに必要な予算を債務負担行為44億8,278万4,000円お願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○小野委員長 はい。続いてお願いします。

基盤整備計画担当課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 次に、自転車道の整備（神田警察通りⅡ期区間の整備）についてご説明いたします。

神田警察通りⅡ期区間の整備工事につきましては、事業者からインフレスライドの申請が提出されるとともに、妨害等の影響により年度内の工事完了が困難となったため、金額の増額及び期間の延長の契約変更を行う予定となっております。これに伴いまして、令和8年度に支出が必要な予算4億円を計上させていただいておりますが、現行の契約期間が今年度末で切れるため、契約変更は今年度中に行う必要があります、本件債務負担行為の追加を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○小野委員長 はい。それでは、質疑を受けます。

○富山委員 ご説明ありがとうございます。

先ほどから議題にも上がっていきまして、課長からのお答えにもありまして、神田錦町三丁目施設が出来上がるときには、Ⅱ期工事、Ⅲ期工事ときっちり分けるのではなくて、その設備の完成と同時に周辺道路のバリアフリー等々も完成されるように重ねてお願い申し上げますけれども、いかがでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 今のお話は、Ⅱ期区間の既に発注されている、契約をされているものの手続としてご説明させていただきました。その次の錦町三丁目区間のところにつきましても、それに引き続いてできるよう、今、進めているところでございます。

○小野委員長 はい。

では、関連はよろしいでしょうか。

○小枝委員 債務負担行為の期間が令和7年度から令和18年度ということになっております。で、これは、何だっけ、BOTだかBT、その仕組みによるものだと思うんですけども、千代田区役所はPFIで、PFIが終わった途端に食堂はどうしようとか、何というか、管理体制ががたがた——ちょっとどういうふうに継続するかとなっていたということを見ると、この18年で切れるということに対して、その先の見通しというのは、どういうふうになっていくのかなというところは答えていただきたいと思いました。

○緒方障害者福祉課長 小枝委員ご指摘のとおり、本事業はDBO方式を取っておりますので、デザインしてビルド、オペレート、建築して、設計をして運営するということで、では、なぜそのところは10年かというところがございますけれども、やはり福祉施設ということで、安定性というところに着目しまして、毎年度ということではなく、10年というところで一旦区切りをつけるというところで、10年間をDBOの中で契約しているというところがございます。

○小野委員長 はい。それでは、ほかはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。以上で、債務負担行為に関する質疑を終了し、一般会計補正予算第5号に関する質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、省略いたします。

それでは、これより、採決に入ります。

ただいまの欠席委員は、西岡委員です。採決は起立により行います。

議案第1号、令和7年度千代田区一般会計補正予算第5号に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小野委員長 はい。全員賛成です。よって、本案は、賛成全員により可決すべきものと決定いたしました。

以上で、補正予算の審査を終了いたします。

続いて、暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後 0時04分再開

○小野委員長 委員会を再開いたします。

これより、令和8年度当初予算案の審査に入ります。

執行機関から当初予算案の概要説明を受けたいと思います。

○前田財政課長 それでは、議案第2号から第5号、令和8年度各会計当初予算につきましてご説明をさせていただきます。ご説明に際しましては、令和8年度区の仕事のあらまし、冊子のほうを用いてご説明をさせていただければと存じます。

恐縮でございますが、3ページをお開きいただいでよろしいでしょうか。

各会計予算の規模でございます。一般会計でございます。下段の表をご覧ください。前ければと存じますが、916億1,000万円を計上させていただいてございまして、前

年度比21.6%の増となっております。

続きまして、国民健康保険事業会計でございます。64億8,900万円を計上しまして、前年度比1.0%の減となっております。

続きまして、介護保険特別会計でございます。55億9,100万円を計上しまして、前年度比7.7%の増となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。25億2,200万円を計上いたしまして、前年度比7.4%の増となっております。

全会計の合計といたしましては1,062億1,300万円、前年度比18.7%の増となっております。

おめくりいただきまして、4ページ、5ページをお開きいただいでよろしいでしょうか。一般会計の歳入予算でございます。右側の5ページの歳入予算一覧表に基づきまして、特徴的な部分をご説明させていただきます。

第1款特別区税のうち特別区民税でございます。課税標準額の増などによりまして、前年度対比22億2,900万円、10.7%の増を見込んでございます。続きまして、特別区たばこ税でございます。売渡し本数の減により、前年度対比5,300万円、1.8%の減を見込んでございます。特別区税といたしましては、前年度対比21億7,500万円、9.2%の増を見込んでおるところでございます。

第3款利子割交付金でございます。市場金融の動向を踏まえまして、前年度対比1億2,000万円、80%の増を見込んでございます。

続きまして、第6款地方消費税交付金でございます。暦日要因のため、本来、令和7年度に交付される交付金が令和8年度に繰り越されることによる増などによりまして、前年度対比21億円、18.1%の増を見込んでございます。

第10款特別区交付金でございます。ほぼ横ばいとなりますけれども、前年度対比4,700万円、0.9%の減を見込んでございます。

第17款寄附金でございます。ふるさと納税の増によりまして、前年度対比3億9,200万円、23.3%の増を見込んでございます。

第18款繰入金でございます。四番町公共施設、神田錦町三丁目施設の整備の増などによりまして、前年度対比98億6,400万円、130.4%の増を見込んでございます。

第19款繰越金でございます。近年の区の実質収支額の状況等を勘案しまして、前年度対比4億円、400%の増を見込んでございます。

以上、歳入の特徴的な項目でございます。

おめくりいただきまして、6ページ、7ページをお開きいただいでよろしいでしょうか。一般会計の目的別の歳出予算でございます。こちら、右側の7ページ目の歳出予算一覧表に基づきまして、特徴的な部分をご説明させていただきます。

第2款子ども費でございます。四番町公共施設整備、ICT学校教育のシステムの推進の増などによりまして、前年度対比48億9,300万円、24.9%の増となっております。

第3款保健福祉費でございます。神田錦町三丁目施設の整備の増などによりまして、前年度対比34億3,200万円、36.1%の増となっております。

第4款地域振興費でございます。こちらは、ちよだアートスクエア改修整備、内幸町ホ

ール改修整備が令和7年度予算から減要因がございますけれども、四番町公共施設、新スポーツセンターの整備の増などによりまして、前年度対比4億7,400万円、5.6%の増となっております。

第5款環境まちづくり費でございます。こちら、四番町公共施設整備、市街地再開発事業の推進、それから、公園・児童遊園の整備が増となったことなどによりまして、前年度対比40億6,700万円、39%の増となっております。

第6款総務費でございます。全庁LANのリプレース、四番町公共施設整備、旧軽井沢少年自然の家の解体の増などによりまして、前年度対比18億900万円、21.2%の増となっております。

おめぐりいただきまして、8ページ目、9ページ目でございます。こちらは、一般会計の性質別の歳出予算ということで、内容につきましては、ただいまご説明をさせていただきました目的別の歳出予算の説明の内容と多数重複することとなりますので、大変恐縮でございますが、後ほどご確認を賜ればと存じます。

続きまして、11ページ目から71ページ目までのご案内をさせていただきます。こちらは、基本構想と行政運営の推進、令和8年度将来像に向けた方向性と取組につきまして、掲載をさせていただいております。8年度の作成に当たりまして、解決策や背景、取組の立案など、関連するデータを掲載するなど、改善を図って作成をさせていただいております。

ページを進んでいただきまして、73ページ目以降でございます。重点的に取り組む施策、そして、主要事業の概要、財政運営の状況という構成で掲載をさせていただいております。

初めに、重点的に取り組む施策についてでございます。おめぐりをぱらぱら頂きながらと存じますけれども、テーマごとに掲載をさせていただいております。証拠に基づく政策立案、EBPMの考え方に基づきまして、根拠データを掲載するなどして、予算編成に取り組んだことを反映したつくりとさせていただいております。

続きまして、93ページをお開きいただいております。ここからが主要事業の概要を掲載させていただいております。各部ごとに新規、拡充事業あるいは施設整備事業など、主要事業として掲載をさせていただいております。

ページを進んでいただきまして、161ページ以降、財政運営の状況でございます。

168ページをお開きいただいております。168ページ、こちらからが今後の財政見通しについてご説明をさせていただきます。

168ページ目につきましては、前提条件をお示しさせていただいているところでございます。こちらに掲載の前提条件の下、令和8年度を初年度とする今後10年間の財政見通しが169ページとなっております。投資的経費に係る部分、施設整備の計画につきましては、公共施設等総合管理計画個別施設編におきまして、毎年更新を行ってございまして、公表することとしてございます。こちら、財政の見通しにつきましては、その公共施設等総合管理計画と連携いたしまして、将来費用の試算など、整合を図って作成しているものでございます。

令和7年度予算編成時から比較いたしますと、歳入の伸びも見込んでございますけれども、人件費等、義務的経費も増加する状況となっております。中でも、投資的経費につ

きましては、11年度、12年度、11年度以降ですね、が大きくなってございます。その要因といたしましては、和泉小学校スポーツセンターの整備によるものでございます。

改めまして、財政見直しをしっかりと見据えまして、事務事業の見直しを不断に行うなど、持続的な財政運営のほうに努めてまいりたいというふうに考えてございます。

概要の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○小野委員長 はい。それでは、当初予算案の概要について説明いただきました。詳細は、当初予算案の調査はまず各分科会で行っていただきたいと思いますが、基本的な事項で質疑があればお受けいたします。（「なし」と呼ぶ者あり）

はやお委員。

○はやお委員 やはり財政の見通しのところになると思います。169ページ、一番この大切なところがその前の166ページに書いてあるのですが、令和7年の見込み、財調が4,600万余、そして、特定目的基金が7,700ということで、1,230万ぐらいという、大体、このところはずっと同じだったよね、1,200。一番確認しなくちゃいけない、この1,200が169ページのポイントというところに書かれているんですが、下のところに、10年間で、平たく言うと、投資的経費が1,103億かかるということ、プラスの209億の積み上げがあったとしても、令和17年には基金残高が338億になっちゃうと。激減なわけですよ。このところをどうやって考えるかということについて、庁内ではどのように話されているのか。つまり、何かというと、いろいろな現金給付を展開していると。それがいけないということではないです。ある方が、私が例えばクーポンのことに反対しているとか、そんなことを言う方もいらっしゃるみたいですが、私は反対していません。一番大切なことは何かといたら、この財政規律の中で、行政サービスを安定的に永続的にやるためにはどういうふうにするかということがどうなっているんですか。このところについて、もう少し説明を頂きたい。

○前田財政課長 ただいまはやお委員からご指摘いただいたところでございます。169ページで記載しておるとおり、施設整備等に、今後10年間で、子育て、教育、高齢者施策、施設整備等に1,103億円を予定しているということで記載をさせていただいてございます。こちら、区として、非常に多大な金額がかかるというふうに見込んでおるところでございます。結果、こちら、予算を積んでいる中で、不用額等が生じながら、歳入の伸び等が生じながら、なかなか、毎年毎年見直しをかせさせていただいているところでございますけれども、かかる費用というのは間違いなく施設整備等を含めてあるというふうに認識をしてございます。一方で、このたび、先ほどクーポンのお話を頂いたところでございます。区としまして、やはり長期的に何か中財政的に施設整備のほうは考えていかなければなりません。まずは、この目の前の物価高騰対策というのもしっかりと打てないといけないというふうに認識をしてございます。

本会議の中でもご答弁を差し上げたところでございますけれども、まずは、今の生活のところの下支えをしっかりとしていくと。一方で、その先を見越して、施設整備のほうにもしっかりと当たっていくと。いずれにしても、こちらを進めていく中では、適正な、さらにはより一層引き締めた財政運営というのが必要になってくるというふうに認識をしてございます。改めまして、そういった取組をしっかりとできるよう努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○はやお委員 そういうことでしょう。でも、結局、何かといたら、私は別に子ども部のことを責めているわけじゃないですよ。中高生世代応援手当ということが1万5,000円ですよ。これについては、約6億から7億ということです。それが条例もつけて永続的にやるという計算になっているわけです。でも、クーポンについては、確かに何も言及されて条例文にはなっていませんけれども、単年度の一時的なものとも書いていないわけです。そうすると、その辺のところについて、財政課としてはどのように認識し、この財源をよとしたのか、お答えいただきたい。

○前田財政課長、まず、どの施策をどう打っていくかといったところ、本会議の中でご答弁さしあげた中では、物価高騰の影響による施策につきましては、国と都やそういったところの動向等を含めまして、総合的に対応していくと。また、見直しに当たりまして、それこそ区民の方々の定量的な数値も必要ですけれども、定性的な考え方というものもどういった状況にあるかということも見極めながら進めていくといったところで考えているといったところでございます。そうした中では、区として、やはり継続的にお金がかかる部分というのはあるということで、重く受け止めてございますけれども、一方で、そこをしっかりとやっていかなければ、区民生活を支えることというのも困難というふうに考えてございます。なかなか非常に難しいところではありますけれども、様々な国と都の動向とかもしっかりと確認しながら、適切な財政運営のほうに心がけていきたいというふうに考えてございます。

○はやお委員 このところは、概括的なところからあんまりこれ以上深掘りはしませんけれども、ただ、確認。事業数については増えていないと。スクラップ・アンド・ビルドする。以前は、石川政権のときは、かなり事業数が増えていった。だけど、今回は増えていないというようなこの前の答弁があったかと。それは全協のとき、全員協議会ですね。ですから、これがどういう構造になっているのか。事業数は増えていないけれども、今回の一般会計がもう1,000億にもなんなんとするようなこの状況の中、（発言する者あり）ごめんなさい。だよ。900億。だから、そういう状況の中で、構造的に事業数は増えていないけれども、だけでも、お金が増えているということに関して、どう分析しているのか、お答えいただきたい。

○前田財政課長 今回の来年度の予算案につきまして、一番大きな要因は、施設整備であるというふうに認識をしております。四番町公共施設整備、また、神田錦町の公共施設整備でおよそ90億といった状況がある中で、加えて、全庁LANリプレイスといった、そうしたICTの子どものシステム関係のリプレイス、こうしたものを含めまして、多大な金額がかかっているというのが大きなところでございます。そのほかにも、事業としては、ある程度そういった計画ものであったりしても期間を終えたといったところで終了したといったものもございしますが、やはり全体的に物価と申しますか、単価的な上昇であったり、そういったものはあるというふうに認識している中では、相対的に全てにかかる費用というのが上がっているといった状況でございます。しかしながら、そこをどう分析していくか、どういった、必要なかかる単価だけでなく、数値が必要になるかといったところは厳しく財政のほうでも見させていただきまして、来年度どのぐらいの費用がかかるかといったところを各所管において様々検討する中では、私どもとしても、かかる全体経費を抑えるための努力をした結果ではあるというふうに認識をしておりますが、それで

も全体の金額としては増えているといった状況であります。なかなかこの金額が大きくなっていくといったところは非常に苦しいところではございますけれども、やはりなかなか先を見込めない物価高騰の波の中では、今あたりのものとしては、こういった金額が出てくるといったところではご理解を賜ればというふうに存じます。

○はやお委員 結局、これ以上はやりませんけれども、公共施設適正配置のときに、基金が約500億あったんです。そうすると、この10年間には、それをもショートする、何かといったら、この前、私も質問しましたように、職員のほうを減らして、血肉を減らして、それをお金に替えてきたという経緯もあるわけですよ。そういう状況の中で、どういうふうに使っていくのか、これは大変な問題だと思いますので、ここ、まず、今、財政計画の見通しはこのようだよということなんです、これのほうの見直しとか、もう少し、つかみだとは言いながらも、精査していくのかどうかというこの方針だけ、やっぱりこれの中でうまくいかないといったら、ただ誰かの勝手な意見だけで、ばらまきのそんな予算になっていくということを懸念して考えていきたい。当然、単年度主義という考え方も以前もお話ししましたように、財政のほうの財政課として、そして、また、政経部として、どのようにこの財源をコントロールしていくのか、やっていくかということについて、これは議会に対して明らかにしていってもらわなくちゃいけないわけですから、これはどういうふうに考えているのか、お答えいただきたい。

○前田財政課長 ただいまご指摘を頂いたところでございますが、この後、様々、ばらまきではない区民の下支えをしっかりとっていくサービスであるといったところをお示していく中では、やはりその根拠に基づく政策立案といったところが大事だというふうに認識をしております。そうした意味で、これまでも、今年度も行ってございましたけれども、次年度以降も、政策立案の中では、本当にそこが区民のサービスとして必要なのか、届くのか、そうしたところはしっかりと見極めながらやっていきたいというふうに考えてございます。また、繰り返して恐縮でございますけれども、こういった新たなサービスをつなぐ中では、時限としてのサービスといったところの認識、そして、また、国や都の動向を見ながら、区として進めるべきではないというところは見直しを図りながら、丁寧に進めていきたいというふうに考えてございます。

○小野委員長 はい。

それでは、ほか、質疑ございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

岩佐副委員長。

○岩佐副委員長 すみません。ありがとうございます。174ページから、主要施策の成果で、予算対応状況一覧を作っていただいています。ここで、ほとんどが継続、拡充になっていて、ただ、幾つかは完了しているよと。事業が終了したことがあるよということも、この間のご答弁の中であつたんですけども、ほとんどの完了した事業というのが計画ものだったりですとか一定期間予定された事業で、以前、ほかの方からも指摘があつたと思いますけれども、やっぱり徹底して事業の見直しをするということは、もう冒頭にも書かれていますとおり、まだうちの区は人口が増えていますけれども、本当に必ず人口減少はあと数年後にやってくる。その中で、毎年毎年やっぱり目玉の本当にきめ細やかにいろんな区民のニーズに対応してくださっていると思うんですけども、この働く方も減る中で、事業数をどういうスパンで計画的に減らしていくかという、その減らしていく計画が

ちょっとここから分かりにくかったんですけども、どんな検討をして、やっぱり事業を減らすことを目的とするってちょっと不自然かもしれないんですけども、やっぱり一緒にできるものは一緒にするとか、それはもうこの人口減少の中では待たなしで検討しなきゃいけないところなんですけど、それはどんな計画で減らしていったのか、ちょっとご説明いただけますか。

○前田財政課長 ただいまの見直しに係る部分、ご指摘はごもっともだというふうに認識をさせていただきます。区としてどうやって進めてきたかといったところのご案内につきましては、やはり新規のものもあれば、拡充、見直し、その中では統合といったものもでございます。一つのところでは、行っている地域自体を少し統合させていただいて、この後、分科会での審査もあるかもしれませんが、そうしたところで進めてきたといったところでございます。

これより、これまではこの毎年度予算の中でしっかりと、予算編成の中で見直しのところを見てきたところでございますけれども、さらに一步踏み込んでいくといったところも考えなければならないかなというふうに認識をさせていただきます。財政としてはやはり執行率といったところに目をつけてといったところもあるんですが、やはりその効果がどこまで区民の方にお届けされているのか。場合によってはそこまで届いていないであるとか、さらには、届いていたとしても思ったほどの目標に届いていないということであれば、それは見直しを進めていかなければならないというふうに認識をさせていただきます。

そうしたところを総合的に見て、取り組んでいくもの、継続していくもの、見直しをしていくものといったものは、今後も引き続き不断の見直しの中で進めていきたいというふうに考えてございます。

○岩佐副委員長 ありがとうございます。これ、分科会で審査してきたら、実質的になくなっているのもちょっとあるかもしれないんですけども、ぜひ、例えば執行率にしても、本当にここを切ったら駄目なんだとか、あるいは、でも、そうはいつでも、対象者がすごい少なくともこういうニーズがあるので、しっかり予算のところから見直して執行率を上げていくのと並行してやっていかなきゃいけないので、一つやっぱり減らしていくための指針というのをやっぱりつくっていただきたいんですよね。やっぱりどうしても個別で審査していくと、サービスを受ける、本当に例えば5人ぐらいしかサービスを受けなくても、私たちは小さい自治体ですから、その顔が見えちゃうので、なかなかサービスを切るというのは難しい部分が本当にあるとはもう承知しています。だから、そこをどういう事業と統合できるのかというのを、やはり統合するまでの道筋はぜひ、今日ご答弁いただくわけではないですけども、やっていただきたいと思います。ありがとうございます。

○前田財政課長 ただいまご意見の中にもございましたけれども、やはり区の取り組んでいる事業として、セーフティネットとして、どうしても区として支援をしていくものとして残さなければならないという事業があるといったのも事実でございます。また、これまでも、今回のこの予算編成に当たって、しっかりとその取組を進めていこうと、EBPMに基づいてやっていこうといったところは予算編成方針の中でも記載をさせていただいてございますが、さらにそこから一步踏み込んで、区としての指針と、といった形のご指摘だったかというふうに認識させていただきます。ご意見としてしっかり受け止めをさせていただきまして、今後やはり区としてこの財政運営を考えていく中では、どうしてもそこは避

けて通れないというふうに認識をしてございますので、適切に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○小野委員長 はい。

ほか、質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、以上で令和8年度当初予算案の基本的な事項に関する質疑を終了いたします。

次に、追加資料についての確認です。当初予算の審査に当たり、追加の資料要求がございましたでしょうか。ある方は挙手でお願いします。

○はやお委員 私は本会議でも質問させていただきましたとおり、一応、経済対策ということでクーポンのやつを対応したということです。私はそれが駄目だといっていることを言っているんじゃないんです。理屈を、どういう理屈、僕は石川政権の当時のことを褒めるわけではないけれども、彼は必ず……（発言する者多数あり）

○小野委員長 資料請求、資料請求。

○はやお委員 はい、分かりました。ごめんなさいね。わけじゃないけれども。まあいいや。その理屈をつくるための総括、（発言する者あり）つまり何かといたら、どのような経緯経過で当初の公立の復権ということを変えてきたのか。組織的に、例えば教育委員会だとか、そしてまた区長部局でどういう話がされてきたのか。それが分かる経緯・経過並びに議事録、そして議会への報告をどのようにしたのか。これは大きな変更ですから。それをされていない中でやるということはほとんどできないはずなんです。あと、何かというと、その経緯をしっかりとっていただきたい。

サブ的なところでは、当然のごとく、KPIとかKGIだとかということで、数値の確認をしているはずなんです。それで数値的にやりましょう、〇〇しましょうということですから、例えば千代田区の年収というのはどういうふうに考えて、そして、こういうことをターゲットにするから全員に対して渡すんだという根拠ですよ。そのところが分かる資料を提示していただきたい。

そしてまた、例年やっております、これが大きくやると二つで、三つ目としては複数年の考え。本当に前回も全く分からなかった。勝手に変えて、勝手に新規になって、金額が増えているということですから、昨年同様、この複数年の考え方の変更、修正、金額、その原因等とかが分かるような資料、昨年のものでいいですけども、これについては分科会までに出していただきたい。

そして、最後、財政のことについての考え方は先ほど聞きましたけれども、この財政のことについて、この危機的な状況をどういうふうに話されているのか分かる資料を、どういうふうにこれは問題ないということで今回の900億という数字を出してきたのか。この辺のところについての分かる資料を要求いたします。

以上4点、よろしく願いいたします。

○小野委員長 はい。4点ございました。一つずつ、もう一度確認したほうがよろしいですか。大丈夫でしょうか。よろしいですか。（発言する者あり）

○はやお委員 大体言っているから。

○小野委員長 あ、今、手が拳がっていました。失礼しました。

子ども総務課長。

○加藤子ども総務課長 私立学校就学者等への支援のクーポンの件でございますが、ちょっとはお委員とどういった資料にするのかといったところはちょっと整理させていただいて、ちょっとかなり分量があるかなとは思いますが、そちらのほうは総括までに出させていただきますと存じます。

○小野委員長 はい。総括まで。

続いて、企画課長。

○小菅企画課長 ただいま複数年度の視点というところでお話を頂きました。こちらは将来像に向けた方向性と取組の部分に関するのかなと思いますので、私のほうから失礼いたします。

ご用意させていただくんですけれども、分科会と、分科会までにといったところでお話を頂きました。企画総務分科会での審議で使われるということかなと思いますけども、作成ですとか確認の時間というのも必要になりますので、ちょっと内容と、あとはお時間についても改めて調整、相談させていただければなというふうに存じます。よろしくお願います。

○小野委員長 はい。それでは、三つ目の。

財政課長。

○前田財政課長 財政のところにおきましての中期的な多分見直しのところに関する部分かなというふうに認識をさせていただきます。ちょっとどういった資料がお示しできるか等を含めて、調整をさせていただければというふうに存じます。

○小野委員長 はい。こちらでオーケーでしょうかね。（発言する者あり）はい。

それでは、引き続き、ほかにございますでしょうか。先ほど小枝委員が手が拳がっていた気がする。違いますか。

○桜井副委員長 牛尾さん……

○小野委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 はい。私は市街地再開発事業で、都市計画決定がされて、なかなか進んでいないという状況も見受けられるということで、都市計画決定された市街地再開発事業が、いつ都市計画決定されて、現在どういう状況なのかと。もし工事が進んでいないとか計画の見直しとかがあれば、その理由の一覧をお願いしたい。

○加島まちづくり担当部長 再開発事業に関しましては、先日も環境まちづくり委員会でお出ししたまちづくりの動向を見ただけであれば分かるかなというふうに思います。ただ、なぜ進まないのかと、理由というのは、やっぱり個々の再開発での組合の状況になりますので、そこまで我々がつまびらかにすることはちょっとできませんので、地域まちづくりの動向を改めてこの当委員会に提出させていただければなというふうに思います。

○小野委員長 それでよろしいでしょうか。

牛尾委員。

○牛尾委員 理由については、もし、理由については、先ほどなかなかお出しできないと言いましたけど、出せる範囲でもし書ければ、お願いしたいんです。

○加島まちづくり担当部長 申し訳ありません。区がやっている事業そのものではございませんので、組合を設立して、権利変換に向けていろいろと調整されているところでの

で、それをちょっと区が出すということは、ちょっと申し訳ありませんが、できないといったようなところでございます。

○小野委員長 はい。よろしいでしょうか。

○牛尾委員 はい。

○小野委員長 はい。それでは、引き続き。

米田委員。

○米田委員 ガバクラ標準化20業務と、公会計とか医療とか、その辺のベンダー先一覧は、出せるのであれば教えていただきたいんですけど。

○夏目デジタル担当部長 標準化関係のベンダーの一覧ということですね。対応可能かどうか確認する必要もありますが、またご相談をさせていただいて、可能であればお出しいたします。

○小野委員長 はい。ほかはよろしいでしょうか。

○岩田委員 外濠グラウンドの排水溝につけた簡易的なごみ収集装置、設置してからどれぐらいごみなどが収集されたのかなど、簡易な装置の調査、検討について分かるもの。また、これが何年に交換するのか、何年ごとに交換するのか、幾らかかるのか、いつまで簡易なものなのか、分かるもの。

次、いいですか、次へ行って。

○小野委員長 はい、どうぞ。

○岩田委員 はい。官製談合事件を受けて、令和6年、7年、8年の比較で、改善、拡充、予算、予算項目額、趣旨、人事体制、区長も含めた会議記録、これは例えば、いつ、誰が、どんな話で、弁護士が入ったのか、公益通報担当は誰で、どんな内容なのかといったもの、分かるもの。

○小野委員長 これは令和8年度の予算ですけど。

○岩田委員 6、7、8の。

○小野委員長 先ほど6、7とおっしゃいましたけど。

○岩田委員 比較で。比較で。

○小野委員長 比較で必要。

○岩田委員 必要。例えばどのように改善したのか、拡充したのかということも必要なので、その比較。

○小野委員長 うん。8年度に、そもそも8年度の予算がそれがあるかどうか。談合事件の対応予算って、ちょっと……

○岩田委員 うん。で、次へ行きます。次、外神田一丁目の区の施設の改修履歴、過去5年、分かるもの。そして、日本テレビの超高層ビル計画の中で、検討ステップ、アップデートしたのがあると思うので、現時点で分かるもの。

以上。

○小野委員長 はい。今、全部で4点出ましたか。この中で、予算にそもそもあるものと、予算にあるのかも含めてちょっと確認もしたいんですけども、ちょっと順次ご担当の所管の方、恐れ入りますが、手が拳がればありがたいです。

環境まちづくり部長。

○加島環境まちづくり部長 はい。外濠グラウンドに関しましては、岩田委員は所管の委

員会の委員なので、分科会で聞いていただければいいかなというふうに思いました。資料まで作るというのはちょっと時間的に難しいところがあると思いますので、所管の委員会の内容だと思いますので、分科会で排水の関係を聞いていただくと助かります。

それと、外神田一丁目というふうに言われたのですが、外神田一丁目、現在は清掃事務所と万世橋会館、そちらがあるので、そちらの改修履歴を所管のほうから出すということによろしいですか。それは総括ということなんでしょうか。はい、総括ということで。

それとあと、検討ステップ、二番町の検討ステップは所管委員会に出しておりますので、そちらを見ていただければいいと思いますけれども、それをどこで出しますか。

○岩田委員 総括。

○加島環境まちづくり部長 総括でですか。じゃあ、いついつの資料ということで、総括で出させていただきます。

○小野委員長 恐れ入ります。日本テレビのステップについて総括と、今おっしゃいましたか。

まちづくり担当部長。

○加島まちづくり担当部長 もう既に所管の委員会で、検討ステップということで、基本計画とかそこら辺のお話だと思いますので、そこから大きく変わってはおりませんので、総括のときに必要だということであれば、改めて出させていただきますというふうには思っております。

○小野委員長 はい。

○はやお委員 持っているんじゃない。

○小野委員長 多分あると思いますけど。

では、総務課長。

○佐藤総務課長 岩田委員の官製談合に関する経年比較の資料についてでございます。委員のイメージとおりの取組ですとか資料ですとかがご用意できるという、ちょっとお約束はできないんですけれども、対応、経緯ということで、令和8年度予算には特段の対応は大きく見られないかもしれませんが、ご用意をさせていただきます。

○小野委員長 岩田委員。

○岩田委員 まず外濠グラウンドの排水溝のお話なんですけど、担当の、自分の所管の委員会でというお話なんですけども、この何だ、調査、検討とかの資料を作るのに、急には無理じゃないですか。なので、総括までに資料を作って出していただきたい。それが1点。

そして、官製談合のほうは、予算がかからなくても、拡充、改善したものがあれば出していただきたい。

以上です。

○加島環境まちづくり部長 外濠に関しては、ご質問があり、なおかつ答えられればそれでいいんじゃないかなということで答弁させていただきました。これに関しましては、岩田委員と打ち合わせさせていただいて、総括の資料なのか、口頭なのかということは、まだ調整させていただければなというふうに思います。

○小野委員長 ちょっと暫時休憩いたします。暫時休憩。

午後0時40分休憩

午後0時44分再開

○小野委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、念のため確認なんですけれども、それぞれご所属の分科会がございます。ですので、分科会に所属している委員の方は、まずは分科会でしっかりと質疑を行っていただくということをお願いいたします。その上で、総括ということがありましたら、それぞれ委員長からこちらにも申入れがあるかと思しますので、その旨ご了承いただくということをお願いいたします。その上で資料要求ということをお願いいたします。

小枝委員。

○小枝委員 ちょっといきなり細かいことになっちゃうんですけど、公園・児童遊園の整備という中に、防犯対策として、AIを活用した異常検知機能つき防犯カメラを新たに錦華公園に設置しますというのがあるんですけども、その防犯カメラの要求が多いのは私も分かっているんですけども、どんな性能で、モニターの場所や管理者、それから設置費、維持費、今後増やしていくのかどうか、なぜ錦華公園なのか。

それで、公費助成の防犯カメラがいろんなところに設置されてきていると思うんですけども、それが、それとの性能の違いや、それらのモニターはどこで管理されているのかということ、非常に商店街でも困っているところがあるので、その資料を出していただきたいというのが、予算概要の128ページですね。これは所管委員会が違うので、オーケー。（発言する者あり）オーケー。はい。

それとあと、非常に注目度の高い、区民ニーズに応じたすまいということで、アフォーダブル住宅をお造りになると。それで、4,254万であるということで、これについてはなかなかこれだけ見ても分からないところがあって、ターゲットはどんな人で、どの層で、何年かけて達成していくのか。目標値と予算の積み上げ、計算根拠ですね。全世帯数は約4万世帯だけれども、そのうちの層にどうアプローチしていったら、何年で達成していくのか。非常に額的には少ないので、これでは、何というんですかね、ショーケースはあるけど商品はないみたいな、お店に入ったら食べられないみたいな状態にならないかなというのを心配するので、そうでないよと、あるいは入り口だよという資料を出していただきたい。

それから、今後10年間で大規模修繕改修及び建て替え計画、留保財産を使うとか使わないという話があったんですが、特養を含めて、今どういう状況にあるのか、留保財産との関係、それから、居ながら修繕できるもの、修繕できないものがあると思うんですね。その辺の見通しを立てないと、財政計画が図れないんじゃないかということで、それを一覧を出していただきたい。

加えて、公有財産、国と東京都の未利用財産一覧というのを以前にも私じゃない方が出されたことがあります、それに若干の、現在地、アップデートを加えたものを出していただきたい。

あと最後に、先ほどの二番町日テレ計画に関しては、非常に附帯決議に対して要望事項も整理されたものが出ていうふうに私は認識しています。全体整理をかけていく非常によいタイミングに来ていると思うので、要望事項と附帯決議の、これは左右でできると思うので、1枚と、それから先ほど検討ステップとおっしゃったんですけども、アップデートしていないよということもおっしゃったんで、アップデートしていないんだということは、していないのはしていないので困ったなと思いますけれども、今後、環境アセス

であるとか、そうした時期や区民説明などもあると思いますので、区と日テレの役割が分かるような形で出していきたい。

加えて、もともとこれは制度が非常に複雑で、再開発促進区を使ったんだけど、スタジオ棟の総合設計をのみ込んだ形になっているので、そのスタジオ棟の平米数、高さ、全部消化しているのか、それから、残る再開発促進区の中での容積の床面積、敷地面積の幅があると思うんですけど、最小と最大ということで、マックスと最小を出してもらえると、いろいろ考え方の整理ができて建設的な話になっていくかなと思うので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○小野委員長 はい。全部で5点。それでは、錦華公園に始まりまして、全部で5点でよろしいですかね。念のため確認。あ、4点か。

○小枝委員 はい。

○小野委員長 はい。

いかがでしょうか。

○神原環境まちづくり総務課長 まず初めに、公園の防犯カメラにつきましては、資料のほうをご調整の上お出しさせていただきます。

また、アフォーダブル住宅に関しましても、そういったご要望の資料について、調整の上、提出させていただきたいと存じます。

最後、二番町になりますが、これにつきましては既に委員会のほうで報告されている資料というのがございますので、そちらのほうを総括のほうにお出しするというような形で考えさせていただきたいと思います。

○夏目財産管理担当部長 今後10年の大規模修繕の計画につきましては、公共施設等総合管理計画の個別施設編の更新版というのがホームページに掲載されております。それをベースにまたご相談をさせていただきたいと思います。

それから、居ながら改修の一覧、それから国、都の財産の一覧ということで、こちらもちょうど内容、詳細をご相談させていただければと思います。

○小野委員長 はい。よろしいでしょうか。

○小枝委員 はい。

○小野委員長 はい。それでは、追加資料についてですけれども――失礼いたしました。小林委員。

○小林委員 区立公園、児童遊園、区道上に設置されている像とか彫刻とか建造物とか碑とかの設置場所と設置費用の年度、所有者と管理状況と設置理由についての一覧を出していただきたい。分科会までで、できれば。できなければ総括。

○小野委員長 これは、すみません、予算としては、令和8年度の予算に何か入っているものですか。

○小林委員 管理です。

○小野委員長 管理。管理のところ。

○小林委員 うん、管理。公園、区道。

○小野委員長 公園の管理というところですね。

○小林委員 公園とか区道、児童遊園の管理。

○小野委員長 公園と区道の管理。はい。

では、所管の方、お願いいたします。いかがでしょう。

○神原環境まちづくり総務課長 公園、道路に設置している像が区の所有のものだけではございませんで、ちょっとそういった対象も含めて、どのような資料が必要なのかといったものを調整させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小野委員長 はい。じゃあ、調整ということでよろしいですか。はい。

では、引き続き資料要求をお願いいたします。資料要求はよろしいですか。

○岩佐副委員長 ほかに幾つかあったじゃん。

○小野委員長 あ、ほかに。ほかにもございますか。大丈夫ですよ。

○岩佐副委員長 たかやさんはいいの、その。（「1個だけだよね」と呼ぶ者あり）

○小野委員長 それ一つですよ。

○小林委員 1個で。

○小野委員長 岩佐副委員長。

○岩佐副委員長 すみません。祭礼文化の補助金について、他自治体の状況の一覧と、それから、政教分離違反にならないために、その法的根拠を示したものであるものを、祭礼文化の中間報告のときに、もう一度常任委員会のほうでもやっているんですけども、ぜひちょっと分科会までに間に合えば、それをお願いしたいと思います。

○小野委員長 はい。じゃあ、分科会までということですけども。

地域振興部長。

○印出井地域振興部長 常任委員会でも様々ご審議ありましたので、ご指摘の祭礼文化の継承支援の中で想定されています、みこし等の祭礼道具に対する他自治体が町会等に出している主な一覧ということと、あともう一つは、2番目については、我々のほうで今回の事業を立案する際の弁護士への相談のメモというような形で、あの分科会、あしたまでに出させていただきたいと思います。

○小野委員長 はい。ほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、資料のご調整、ご準備をよろしくお願いいたします。追加資料要求の確認は以上で終了いたします。以降の資料要求はお受けいたしかねますので、何とぞご了承をお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。日程1、（発言する者あり）はい、小枝委員。資料要求ですね。

○小枝委員 いや、今のところなんですけども……

○小野委員長 はい、お願いします。

○小枝委員 委員会とかで、分科会とかで質疑する中で、よく、これは出したほうがいいなというときもあるので、そういうふうにとまとめちゃうと、運営に支障が出ないかなと思ひまして、すみません。

○小野委員長 はい。（「資料要求……」と呼ぶ者あり）資料要求、ここでの場の資料要求ということで、分科会の中でそれぞれ委員の皆様と委員長のご判断というのはそれはそれであるかと思ひますので、まずは一旦この場でということでご了承ください。

○小枝委員 はい。確認です。

○小野委員長 はい。それでは、日程1については、本日はこの程度で終了いたします。

次に、日程2、分科会の設置についてです。令和8年度各会計予算案の詳細は、調査、先ほどお示ししたとおり三つの分科会を設置してお願いすることといたします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

そのほか、委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

理事者から何かございますか。よろしいでしょうか。（発言する者あり）はい。

次回の本予算特別委員会は3月11日水曜日、午前10時30分から開会いたします。

本日は、この程度をもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。長らくありがとうございました。お疲れさまでございます。

午後0時55分閉会